

# ◎ひゅうが都市づくりかわら版

## 木造住宅の耐震化を考えてみませんか！

阪神・淡路大震災、東日本大震災では、建築物の倒壊により多くの死傷者がでました。また、建築物の倒壊は道路を塞ぐことで避難の妨げとなり、二次災害の原因となる恐れがあります。

とくに昭和56年以前の耐震基準により建てられた木造住宅は耐震性が不足している可能性が高く、耐震診断を受け、耐震改修工事により耐震化を図ることが重要です。日向市では、木造住宅の耐震化に関する3つの事業を行っています。

### 「日向市木造住宅耐震診断アドバイザー派遣事業」について

木造住宅耐震診断はどのようなことをするの？

耐震改修工事はどのようなことをするの？ 費用はどれくらいするの？

など、みなさんの疑問に宮崎県木造住宅耐震診断士を無料で派遣しお答えします。

地区の方々が集まって木造住宅の耐震化や耐震診断について説明をお聞きになりたいときにも、ぜひご利用ください。

### 「日向市木造住宅耐震診断促進事業」について

昭和56年5月以前に着工された木造住宅（階数が2階以下に限る）の耐震診断（宮崎県木造住宅耐震診断士が実施するもの）に対し、その費用の10分の9と5万4千円のいずれか小さい額の補助金交付を実施しています。

### 「日向市木造住宅耐震改修事業」について

耐震診断の結果、耐震性が確保されていない場合（上部構造評点が1.0未満）、  
「日向市木造住宅耐震改修事業」を活用することで、耐震改修工事に対し補助金が交付されます。

耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上1.0未満の場合、耐震改修工事費の3分の1と50万円のいずれか小さい額、  
また0.7未満の場合耐震改修工事費の2分の1と75万円のいずれか小さい額となります。

耐震改修工事により倒壊を防ぐことは、自分や家族の生命を守るだけでなく、避難路が確保されることで、多くの周辺住民の生命を守ることに繋がります。

耐震化で「災害に強いまちづくり」へのご協力をお願い致します。



いずれも補助金交付については適用条件がありますので、詳しくは日向市ホームページをご覧ください。

日向市 建設部 建築住宅課 建築係 Tel:0982-52-2111 (内線2345)



～ 市民が奏でる “交響” 空間 優しく 強く 温かい人とまち ～